

鹿児島市中小企業融資損失補償条例の一部改正(素案)に係るパブリックコメント手続の実施結果について

1. 意見の募集期間 令和5年3月15日(水)～令和5年4月13日(木)

2. 意見の提出者数(件数) 20人(79件)

3. 意見の処理状況

(単位:件)

項目 処理区分	「1. 条例改正の 目的」	「3. 条例改正の ポイント」	「4. 条例改正案 の内容」	その他	計
A. 意見の趣旨等を反映し、 条例(案)に盛り込むもの	0	0	0	0	0
B. 意見の趣旨等は、条例(素案) に盛り込み済みのもの	0	0	0	0	0
C. 条例(案)には盛り込まないもの	1	1	3	4	9
D. 具体的な事業の実施(条例の 運用)にあたり参考とするもの	3	5	4	7	19
E. その他要望・意見等	15	17	13	6	51
計	19	23	20	17	79

パブリックコメント手続で提出された意見の処理状況について（令和5年3月15日～令和5年4月13日実施）

意見等を受けた人数
20人

処理区別の項目数、件数

処理区分	件数
A. 意見の趣旨等を反映し、条例（案）に盛り込むもの	0
B. 意見の趣旨等は、条例（素案）に盛り込み済みのもの	0
C. 条例（案）には盛り込まないもの	9
D. 具体的な事業の実施（条例の運用）にあたり参考とするもの	19
E. その他要望・意見等	51
計	79

パブリックコメント手続での意見

○処理区分 「A. 条例（案）に盛り込むもの」、「B. 条例（素案）に盛り込み済みのもの」、「C. 条例（案）に盛り込まないもの」
「D. 具体的な事業の実施（条例の運用）にあたり参考とするもの」「E. その他要望・意見等」

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
1	「1. 条例改正の目的」について	中小企業者には個人事業主も含まれると考えられますが、個人の場合、生活再生あつての事業再生となるはずで、事業再生に加え、生活再生も目的に加えることが望ましいと考えます。	本条例は市があっせんする中小企業融資によって生じる協会等の損失を補償することにより中小企業者等に対する資金の融資を円滑にすることを目的としているため、事業用の融資に係る権利放棄を対象としているところです。	C
2	「1. 条例改正の目的」について	私は銀行員です。破産や民事再生の場合、財産がなければ回収ゼロになり、すべての債権者の同意で債務の減額等が認められた場合はいくらか回収できるということですので、このような債務整理の方がよいと考えています。また、破綻先と要注意先とは格付けの意味は大きく変わります。要注意先への伴走支援は一定の機能を果たします。	賛同のご意見として承るとともに、市が権利放棄の対象とするのは弁済計画を含む事業再生計画とし、一部債務整理を行った後も債権者である金融機関等の伴走支援が行われることが、事業者の事業再生の支えになると考えております。	D
3	「1. 条例改正の目的」について	全員同意は、特に民間金融機関の同意はハードルが高いと思います。協会の代位弁済や市の損失補償は公金ですので、協会と市が同意するのはしやすいでしょうが、金融機関は身銭を切るのなかなかできるものではないと思います。全行が同意するための仕組みがないと全員同意は厳しいと考えられます。特に9の計画です。9以外は公的機関が関わる計画のようですので、緻密になると考えられます。その機関や債権者である金融機関にも中小企業診断士などの専門家がいると考えられるからです。計画の中身がしっかりしていれば、全員同意はしやすくなるでしょう。件数が多いときは計画の中身のチェック作業に時間がかかり、同意が遅れますので、簡素化のために、すぐに判断できる項目や数字が計画に不足なく書かれるようにひな形があるといいと思います。	ご意見のとおり、公的機関が関わる計画については、専門家も関わることになり、緻密な計画になると考えます。公的機関が関わらない計画については、公的機関が関わる計画に準じた市としての基準の作成を検討しております。頂いたご意見を参考にしながら、市の審査を的確にスムーズに行うための取組を進めてまいります。	D
4	「1. 条例改正の目的」について	銀行は返済の条件変更をする際、融資後に返済が厳しくなった経営上の問題への対処を企業が作成する経営改善計画で確認する場合があります。条件変更を行った後も、返済が思うようにできない企業に対し、法的整理の前に私的整理を選ばせるからには、より回収可能で再生の可能性が高くなるような事業再生計画が必須である。	事業再生計画については特に公的機関等が策定を支援するものは、複数の機関の審査を経たあとに市に提出されるため、精度の高いものになると考えておりますが、公的機関等が関わらない計画についても、公的機関が関わる計画に準じた市としての基準の作成を検討し、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	D
5	「1. 条例改正の目的」について	コロナ禍で多くの借入を抱える事業者を救うために非常に有効な施策であると考えます。	賛同のご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
6	「1. 条例改正の目的」について	企業の迅速な再生に資する手続きのため、利害関係人の同意のうえ、行う手続きであり賛成。	賛同のご意見として承ります。	E
7	「1. 条例改正の目的」について	中小企業者等の迅速かつ円滑な事業再生に資する事は、地域経済の持続的な発展のためにとっても有益だと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
8	「1. 条例改正の目的」について	破産する前に債権者全員の同意で債務を減らし、事業の再起を図れるのはいいこと。それを迅速にしてもらえる制度は事業者にとってありがたい。	賛同のご意見として承ります。	E
9	「1. 条例改正の目的」について	債権者からの同意については、身銭を切ることになる民間金融機関の同意は得られにくいだろうが、その金融機関が同意するのであれば、保証協会や市の同意は速やかに行われるべきである。	賛同のご意見として承ります。	E
10	「1. 条例改正の目的」について	返済に困り破産になると回収はゼロ。債務を減らすことに同意すれば少し回収できる。ゼロよりは少し見込めることが債権者のメリットであると理解できる。	ご意見として承ります。	E
11	「1. 条例改正の目的」について	企業はどんな状態のときに債権カットを申し出ることができるのでしょうか。計画倒産をしようとする人が増えるのではないのでしょうか。売掛金を持っている企業は債権者になりますか。債権者になるなら、倒産されてしまうとゼロ回収ですが、債権カットが全員同意されれば50%とか回収できるかもしれませんので、いい取組だと思います。	企業が債権カットを申し出ることができるのは、収益性のある事業を有するものの財務上の問題があり、債権者である金融機関等が債務の減額を行うことで財務状況が改善され、事業が継続できる見込みがある場合となります。制度の悪用への懸念については、債権者である各金融機関等が、自身の債権をカットしてでも支援するか判断することから、厳しい審査が行われます。本市としても信用保証協会等と連携しながら適切な運用に取り組んでまいります。また、条例改正で対象とする事業再生計画は、債務者が事業を継続しながら再生に取り組むため、債権者は主として金融機関等になり、取引先に影響がでないよう秘密性を確保したうえで債務整理が進められるものです。	E
12	「1. 条例改正の目的」について	賛成します	賛同のご意見として承ります。	E
13	「1. 条例改正の目的」について	今後は、破産手続きよりも、早期の私的整理が主流になってくると思われます。早期に事業整理を行うことで、多重債務による貸倒債務の増加を抑止するとともに、早期整理であれば事業価値が残存していること及び私的整理であれば柔軟な解決が可能です。また、事業者の積極的なチャレンジ、優秀な経営者の再チャレンジができます。事業者は、信用保証協会保証付きの融資を受けていることが多く、このような改正を行うことは、時代の流れに沿うものですし、賛成です。	賛同のご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
14	「1. 条例改正の目的」について	鹿児島市中小企業融資損失補償条例の制定された昭和42年条例第59号を記載すべきと思う。	ご意見として承ります。	E
15	「1. 条例改正の目的」について	一見、債務者だけにメリットがあるように思ったが、債権者にとっては債務者が破産等になる前に債務の減額を認めることによって、ある程度の回収ができ、債権者にもメリットがあり、両者ウインウインだと思う。回収ゼロ、倒産による解雇という最悪の事態を逃れることができる。	賛同のご意見として承ります。	E
16	「1. 条例改正の目的」について	本条例改正により、現行手続きよりも遥かに少ない日数で鹿児島市の判断を得られることは、中小企業の事業再生計画を迅速かつ円滑に進めることに大いに寄与し、引いては鹿児島市の産業支援に貢献する目的・内容と考えられ、条例の改正に賛同いたします。	賛同のご意見として承ります。	E
17	「1. 条例改正の目的」について	金融機関が債権カットに応じるのは事業継続や雇用の維持が見込める場合のみであり、迅速に手続きが行われることは有効であると考えます。	ご意見として承ります。	E
18	「1. 条例改正の目的」について	コロナ禍での融資は、緊急措置的な対応が行われたが、出口戦略が重要となる。迅速な手続きができるのであれば、賛成する。	賛同のご意見として承ります。	E
19	「1. 条例改正の目的」について	迅速かつ円滑な事業再生を促すという目的について賛同したいと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
20	「3. 条例改正のポイント」について	【1】で意見したとおり、個人事業主の場合は生活再建が何よりも必要です。事業再生計画の策定等を必須とすることなく、柔軟な求償放棄を可能とする制度設計が望ましいと考えます。	本条例は市があっせんする中小企業融資によって生じる協会等の損失を補償することにより中小企業者等に対する資金の融資を円滑にすることを目的としているため、事業用の融資に係る権利放棄を対象としているところです。また、今回の条例改正は、中小企業者等の事業再生を促すことを目的に追加したことから、事業再生計画の策定は必須であると考えます。	C
21	「3. 条例改正のポイント」について	市長が承認を行う際、弁済計画や事業再生計画の内容が妥当かの見極めがポイントだと思うが、機動的対応を優先するために審査が緩くならないようにすべき。一方、公的機関が関わって作る計画であれば全債権者の声を聞いて作られると思うので、その審査は迅速にできるだろう。債務で命を絶つ人が多いので早い同意で救ってほしい。	弁済計画や事業再生計画の内容が妥当かの見極めについては、 ①公的機関等が策定を支援するものは、専門家が関わり財務精査・事業精査のうち、事業再生計画が策定される。 ②債権者である全金融機関・保証協会でも債務の減額や弁済計画、財務や事業の改善内容などを審査し、事業再生計画が妥当か検討する。 ③協会が求償権を放棄するときは、代位弁済による協会の損失に対し、保険金を支払っていることで市と同じく回収金の一部を受け取る日本政策金融公庫が定める求償権放棄の基準を満たしていると協会を確認した後、公庫から承認を受ける必要がある。 というように、複数の機関の審査を経た後に市に権利放棄の依頼が行われる案件に対し、同意の判断についてできる限り迅速に行える仕組みとすることにより、時間の経過による資金繰りの悪化、事業再生への意欲が失われることを防ぎたいと考えております。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
22	「3. 条例改正のポイント」について	匿名、債務カットなど債務者にとって得が多い制度ではないか。債権者にとってのメリットは何か。市長の判断だけでは甘くなり、安易な事業再生が増えるのではないか。市長の判断の拠り所となるものは何か。判断のバラツキが出ないか心配。	債権者には、債務カットの負担がありますが、債務者が破産等清算に至る場合と同等以上の回収ができると考えます。 No.21の回答と重なりますが、事業再生計画は複数の機関の審査を経た後に市に権利放棄の依頼が行われるものであり、協会の所見や公庫の判断なども踏まえながら、適切な判断を行ってまいります。	D
23	「3. 条例改正のポイント」について	同意に時間がかかると資金繰りが破綻する。同意をもらう間に名前が公表されると取引先が離れて破綻する。だから同意までの手続きを簡略化すれば、債権者は少しは回収できるし、債務者は事業を続けられる。さらに取引先がそれまでと変わらず影響を受けることがなければ、この制度の意義はあると思う。そのためには事業再生計画の実施が取引先に影響を及ぼさないことが厳しくチェックされないといけない。	事業再生計画の実施が取引先に影響を及ぼさないことのチェックについては、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	D
24	「3. 条例改正のポイント」について	企業名を伏せて議会へ報告するとのことだが、報告する内容から企業が推測されることがないようにすることはできるのか。	議会へ報告する際は、他の自治体の例なども参考に、企業が推測されないような報告の内容を検討してまいります。	D
25	「3. 条例改正のポイント」について	(2) 匿名性の確保については、事業者名が公表された場合、その事業者の取引先との信用が失われる恐れがある一方、税金で損失補償している以上、金額などすべてを隠して手続きが行われることは問題があるのではないかと考える。	今回の条例改正では、市長の権利放棄決定後に、市の権利放棄額等を事業再生に支障が生じない内容で議会に報告することとします。	D
26	「3. 条例改正のポイント」について	日本は災害国家であり、いつどこでどのような災害が起こるか予測できないため、そのような事態が生じた場合に迅速な事業者支援ができるため、とても納得感があります。	賛同のご意見として承ります。	E
27	「3. 条例改正のポイント」について	当該事業に再生を期待する以上、匿名性はマスト。機動的な対応に重きをおき進めてほしいです。	賛同のご意見として承ります。	E
28	「3. 条例改正のポイント」について	迅速性だけでなく、匿名性を確保するという意味でも事業者等の再チャレンジ支援としてとても有益だと思います。	賛同のご意見として承ります。	E
29	「3. 条例改正のポイント」について	議会の議決よりも市長の承認の方がスピード感があるなら、そちらの方が大事。企業名を公表されないなら事業の再起に頑張れそうだが、公表されるなら破産を選ぶかもしれない。	賛同のご意見として承ります。	E
30	「3. 条例改正のポイント」について	都会に比べて世間の狭い鹿児島では、名前を公表されたお客様にとって、風評被害は怖いと思います。「債務の減額を考えているようだ」と情報が漏れた瞬間から、取引先や顧客の対応は、ロットを減らす、取引しなくなる、などが考えられます。今ではSNSがありますので、情報の拡散が早く、漏れてからすぐに影響が大きくなると思います。	ご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
31	「3. 条例改正のポイント」について	スピード感がどれだけ発揮できるかがポイントだと思います。全員同意が遅れることによる資金繰りの悪化は倒産につながります。また企業名が知られることで顧客や仕入先が敬遠し、売上の減少や仕入価格のつり上げ、早期の支払いの要求等によって、同じく資金繰りが悪化します。匿名性の確保にも賛成です。	賛同のご意見として承ります。	E
32	「3. 条例改正のポイント」について	賛成します	賛同のご意見として承ります。	E
33	「3. 条例改正のポイント」について	賛成です。	賛同のご意見として承ります。	E
34	「3. 条例改正のポイント」について	損失補償のしくみの説明図と条例改正の説明図を記載した方がよく理解できると思う。	ご意見として承ります。	E
35	「3. 条例改正のポイント」について	(1)の機動的対応の文中原則、債権者全員の同意が必要とあるが、一社の同意が得られない場合はどうなるのですか。	対象とする事業再生計画について、債権者全員の同意が得られず、債務の減額等を含む事業再生計画が成立しない場合、計画に基づく金融機関や保証協会等債権者の債権放棄等はなくなり、市としても権利放棄等は行わないこととなります。	E
36	「3. 条例改正のポイント」について	他の債権者全員が同意している場合、市の同意だけが遅れることはよくない。お役所仕事と言われることがないように。債権者の中で、金融の専門である銀行などが責任を持って厳格に審査するだろう。保証協会も肩代わりしているので、確実に回収が進むように細かく審査すると思う。そのようなところが同意するならば、市は速やかに同意するべきである。	賛同のご意見として承ります。	E
37	「3. 条例改正のポイント」について	現行手続き（議会への付議等）でネックとなっていた、日数を要する点、匿名性が失われる恐れがあった点、一度に大量の案件を処理することが難しいであろう点が本件改正により改善可能であり、中小企業者が事業再生支援を検討し易くなると思われれます。	賛同のご意見として承ります。	E
38	「3. 条例改正のポイント」について	バンクミーティングでは、一般的にすべての銀行が足並みを揃えようとするので、債権一部カットで合意した場合、債務整理がすぐに進む。私には政府系金融機関や保証協会の同意はなかなか得られないという実感があり、同意を待つ間、債務者には仕入等の支出が続き、思うように売上が上がらない苦しい状況が続くため、資金繰りが悪化するほか、利息も膨らみ、再生への意欲が失われる。このような話を見聞きする。同意にはスピード感が必要である。債権カットを判断する線は官民同じでよいのではないか。	ご意見として承ります。	E
39	「3. 条例改正のポイント」について	税金で損失補償をしている以上、それに係る権利を議会の議決により放棄することは理解できるが、今回の条例改正で（1）の機動的な対応ができるのであれば、賛成する。 金融機関としては、融資を行った事業者に対し支援を続けるのか、事業継続が難しいと判断して回収に踏み切るのか、債権の管理コストなども勘案し、なるべく早く見極めたい。 時間がかかるほどコストは重くなる。	賛同のご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
40	「3. 条例改正のポイント」について	コロナ禍は不測の事態であり、その影響により返済困難な状況になったのであれば、平時と異なる対応を行ってもよいと考える。	ご意見として承ります。	E
41	「3. 条例改正のポイント」について	(1) 機動的対応や(3)新型コロナウイルス感染症の影響を含む災害への備えにあるように、時間がかかりすぎず、多くの案件に対応できるしくみをつくることで、事業再生支援などもっと時間をかけなければならないところに時間をかけることができるかと考える。	ご意見として承ります。	E
42	「3. 条例改正のポイント」について	事業再生計画が地域経済の振興(中小企業者等の維持・発展)に資すると認められるという点について、中小企業の維持・発展が地域経済の振興に資するという視点に配慮されており賛同します。	賛同のご意見として承ります。	E
43	「4. 条例改正案の内容」について	災害などの場合には、必ずしも地域経済の振興に資するという条件を満たさなくとも国民(市民)の生活再建の観点から権利放棄に応じることも検討されてはどうかと思います。	本条例は市があっせんする中小企業融資によって生じる協会等の損失を補償することにより中小企業者等に対する資金の融資を円滑にすることを目的としているため、事業用の融資に係る権利放棄を対象としているところです。	C
44	「4. 条例改正案の内容」について	賛成です。なお、廃業型の準則型整理手続きも存在することから、「その計画が地域経済の振興(中小企業者等の維持・発展)に資すると認めるとき」の解釈は緩やかに考えて運用していただきたいと思います。 早期に廃業を行うことで、返済のための更なる借入を防止することができ倒産に伴う貸倒債務は抑えることができます。小さな取引先にとっては破産により売掛金を回収できないことは連鎖破産につながりかねない部分もあるので、それを最小限に抑えるという意味での早期廃業は「地域経済の振興(中小企業者等の維持・発展)に資する」といえます。現在の準則型整理手続きも「廃業型」での利用も積極的に活用するよう呼びかけられているところです(「中小企業庁「廃業時における経営者保証ガイドライン」の基本的な考え方の公表について」等を参照)。なので、廃業型での計画についても積極的に求償権の放棄を承認していただきたいと思います。	廃業型の準則型整理手続きについてのご指摘は、ご意見として承ります。 今回の条例改正は中小企業者等の円滑かつ迅速な事業再生を促すことを目的としており、廃業のための債務整理が「地域経済の振興(中小企業者等の維持・発展)に資する」(事業の継続により、雇用の維持、取引先との取引の維持、税収の確保が見込める)と認めることは難しいものと考えております。	C
45	「4. 条例改正案の内容」について	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(コロナ特則含む)は事業再生型を原則とはしていません。繰り返しとなりますが、事業再生計画の策定等を必須とすることなく、柔軟な求償放棄を可能とする制度設計が望ましいと考えます。	今回の条例改正は中小企業者等の円滑かつ迅速な事業再生を促すことを目的としており、公的機関や債権者である金融機関等による事業再生計画の進捗管理の下、債務者は計画を実行することによって再生を達成できるものと考えているため、事業再生計画の策定のない場合の権利放棄は行わないこととします。	C
46	「4. 条例改正案の内容」について	計画が地域経済の振興に資すると審査するときの基準は厳しくない、返済からの安易な逃げになる。	頂いたご意見を参考に、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	D
47	「4. 条例改正案の内容」について	事業再生できなかったときのペナルティはないのか。真っ当に返済している人が馬鹿を見ないようにしてほしい。	事業再生が達成されなかった場合のペナルティはありませんが、債務者は事業再生計画に関わった公的機関や債権者である金融機関、協会等によるモニタリングやサポートを受けながら事業再生計画を実行していくことから、事業再生計画の妥当性について協会の所見や公庫の判断なども踏まえながら、適切な判断を行ってまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
48	「4. 条例改正案の内容」について	対象とする事業再生計画を出せば、債務を減らせることに目を付け、悪用されることはないか。しっかりチェックはされると思うが、抜け道がありはしないか。	制度の悪用への懸念については、債権者である各金融機関等が、自身の債権をカットしてでも支援するか判断することから、厳しい審査が行われます。本市としても信用保証協会等と連携しながら適切な運用に取り組んでまいります。	D
49	「4. 条例改正案の内容」について	銀行としては予定どおり融資を回収できなくなることは避けたいところだが、企業が倒産して返済されなくなるより、再建して少しでも返済されるよう債権の一部カットを判断することがある。当然、再建できる力があると判断できた企業に限られるが、市としてはどのようにして判断するのか。	No.21の回答と重なりますが、事業再生計画については特に公的機関等が策定を支援するものは、複数の機関の審査を経たあとに市に提出されるものですが、市としては、事業再生計画により事業者が事業を維持・発展させることができるのか、保証協会の所見等も参考にしながら判断したいと考えております。	D
50	「4. 条例改正案の内容」について	問題なし	ご意見として承ります。	E
51	「4. 条例改正案の内容」について	特にありません。	ご意見として承ります。	E
52	「4. 条例改正案の内容」について	安易に債務の減額を求められるのは怖いので、すべての債権者が同意できるような厳しい計画が作られる必要があります。その点については、普段から銀行に対し、細かい資料を要求される協会が債権者に入っていた場合は、同様に厳しくチェックされると考えます。	ご意見として承ります。	E
53	「4. 条例改正案の内容」について	事業再生計画どおりの実行がずれてきたとき、誰がどのようにして計画どおりにさせるのでしょうか。	事業再生計画に関わった公的機関や債権者である金融機関、協会等によるモニタリングやサポートを受けながら債務者が自主的に実行することとなりますので、計画どおりに実行できないおそれが生じた場合は、債権者等による対応が検討されることとなります。	E
54	「4. 条例改正案の内容」について	早期成立のために、まずは今回の内容で改正することに賛成します	賛同のご意見として承ります。	E
55	「4. 条例改正案の内容」について	市長は、回収納付金を受けとる権利の放棄等が生じた際は、損失金の額を議会に報告し、その金額の補てんをすることとなるが、中小企業等の融資の審査基準を記載した方が理解できる。	今回の条例改正では、市の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利について、市長が放棄等を行いその金額額等を議会に報告することとなりますが、その後、その補てんなどは行わないところです。融資の審査基準の記載につきましては、ご意見として承ります。	E
56	「4. 条例改正案の内容」について	資金繰りがうまくいかないが、何とか事業は続けたいという人を助ける制度だと理解した。債権者である銀行などが事業再生計画の進捗状況を確認し、必要な助言や手立てを考えると考えられるが、そのような理解でよいか。	ご意見のとおりでございます。	E
57	「4. 条例改正案の内容」について	対象とする事業再生計画については、現在中小企業者が事業再生等を行ううえで取りうる計画やガイドラインを包括しており、不足ないものと思います。また、市長の承認及び承認後の市議会への報告の流れについては、現行手続きと比較しても公共性を損なうものではなく、かつ合理的である。	賛同のご意見として承ります。	E

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
58	「4. 条例改正案の内容」について	議会の手続を踏むことは、公金の回収の放棄をどうするかという点でこれまで必要とされていたろうが、いきなり倒産されて回収ゼロより、債権カットを早く認めて経営再建させる中で一定の回収を見込む方が得策である。これまで市の融資制度を使いながら倒産してしまい、回収できなかったケースは数多くあったと思う。条例改正をもっと早くするべきだった。	ご意見として承ります。	E
59	「4. 条例改正案の内容」について	匿名性の確保には賛成である。昨年、県の債権放棄が議会で審議されたとき、企業名や債権総額、放棄する額などが新聞記事となって晒された。再生ファンドが援助するケースだったからまだよかったが、そうでなければ、「あそこは危ないらしい」と顧客や取引先は離れて行くばかりで、助けてくれることはほぼなく、再生の足かせでしかない。議会への報告のときも、企業名が推測される情報は除くべきである。企業が特定されてプラスになる要素は何もない。	賛同のご意見として承ります。	E
60	「4. 条例改正案の内容」について	金融機関は、事業継続の可能性があり、事業継続を支援することで地域経済への悪影響、特に雇用への影響を回避できるのであれば、積極的に支援を行い、債権カットに応じることはあり得る。事業が継続されるのであれば、再生計画のスキームをできる限り使いたい。	ご意見として承ります。	E
61	「4. 条例改正案の内容」について	協会の保証付き債権は、代位弁済が行われれば、協会に債権が移り、一見、金融機関は関わりがなくなるように見えるが、事業者は複数の金融機関から融資を受けているケースが多く、その融資の一部が保証のないその金融機関独自のプロパー融資である場合、私的債務整理で債権カットを求められる全債権者の中に、金融機関も含まれる。私的整理は全員同意が必要なので、今回の条例改正のように自治体の権利の放棄が機動的に進められるかどうかは、金融機関にとっても影響のある問題である。	ご意見として承ります。	E
62	「4. 条例改正案の内容」について	「権利の放棄等」について、※1で権利の放棄を和解と解説されておりますが、求償権の不等価譲渡を含めない趣旨でしょうか。また「和解」について具体的にどのような形式・内容が求められるのか想定しにくかったです。	意見募集でお示した「鹿児島市中小企業融資損失補償条例の一部改正（素案）の概要」で、協会の求償権等が放棄、不等価譲渡（中小企業再生ファンド等へ求償権等の金額に満たない額で譲渡するもの）される場合に、市がその求償権等に係る権利を「放棄」、同求償権等が資本的劣後債権への転換（他の債権よりも返済順位の低い債権に転換し、金融機関が企業の財務状況を判断するにあたり資本とみなせるものにする）する場合、市がそれに同意することについて「和解」としておりますが、これらを含む市への承認依頼の形式、事業再生計画の内容については、いずれも同じものとする予定です。	E
63	その他	できれば「迅速かつ円滑な事業再生を促すため」に、債務の減額だけでなく、債務の免除も認められるようになる制度になることを望みます。	債務が全額免除された弁済計画のない事業再生計画の場合、計画の実行に債権者である金融機関や保証協会などによるモニタリングや助言が行われなため、事業再生計画の達成が厳しくなります。市が権利放棄をする場合の「その計画が地域経済の振興（中小企業者等の維持・発展）に資する」という要件を満たせないものと考えております。	C
64	その他	素案の概要のみで実際の条例を見ていないのでどうなっているのかわかりませんが、中小企業者の事業整理においては、中小企業者自体の再生・整理手続きとともに、中小企業者等の連帯保証人らについても整理手続きが必要となるので、そこへの対応（保証人らへの求償権の放棄）も含んだ改正である必要があると思っております。	現行の本条例及び、今回の改正での条例案について、連帯保証人についての記載はないところですが、事業者の債権と連帯保証人の債権を一体的に整理するかは、債権者がその債務整理を含む事業再生計画に同意するかによるものと考えます。	C
65	その他	条例改正について賛成します。内容からは、廃業する場合は含まないものと考えられますが、大規模災害等の被害によっては、廃業を余儀なくされる場合が多数であることも予想されます。廃業の場合についても迅速に放棄を認めることができないか、ご検討いただければと思います。	今回の条例改正は中小企業者等の円滑かつ迅速な事業再生を促すことを目的としており、廃業のための債務整理が「地域経済の振興（中小企業者等の維持・発展）に資する」と認めることは難しいものと考えております。	C

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
66	その他	本条例改正は、自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（コロナ特則含む）が念頭に置かれているものと思料しています。それであれば、個人の生活再建の観点から、「事業再生」や「地域経済の振興」といったことに拘らずに条例を改正していただけるとより改正の意義を達成できるものと考えます。	本条例は市があっせんする中小企業融資によって生じる協会等の損失を補償することにより中小企業者等に対する資金の融資を円滑にすることを目的としているため、事業用の融資に係る権利放棄を対象としているところです。	C
67	その他	債権の放棄を同意するとき、経営者の年齢制限などをするべきではないか。高齢の場合、事業が承継されるのか見通しが立っているべきである。また債務カット後は、一定期間は借入できないようにシビアにするべき。破産であれば半年から1年以上かかっていた時間を、この条例でできるだけ縮め、再起しやすくし、少しでも回収できる点に賛成している。	頂いたご意見を参考に、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	D
68	その他	何かを装って、この制度を利用されないか心配。例えばタンス預金をしている現金収入の人は預金調査に引っかけられない。そのような人が返済が苦しいと言って債務カットを申し出て認められるようなことがあってはならない。実際の収入を正しく把握できなければ、起こりうること。そうされない仕組みを作ってほしい。	制度の悪用への懸念については、債権者である各金融機関等が、自身の債権をカットしてでも支援するか判断することから、厳しい審査が行われます。本市としても信用保証協会等と連携しながら適切な運用に取り組んでまいります。	D
69	その他	企業にとっても債権カットは「いばらの道」です。銀行の定期的なヒアリングの回数が増え、経営者の負担も増えます。人格と経営力を持った人である必要があります。私の銀行では、事業性評価をするとき、数字だけでなく、社長の人柄、人望、経営手腕を重視しています。事業再生計画にその視点もあるといいと思います。	頂いたご意見を参考に、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	D
70	その他	夜の飲食店などで売上を自分の懐に入れて、店の売上を少なく見せて、返済できないという人がいると聞いたことがある。そんな悪質な店が返済額を減らすために、この制度を悪用しようとするかもしれない。事業再生計画や帳簿などの数字だけを見て判断することがないようにすべきである。店のお客の入り様を実際に目で見て確認することなども必要である。	制度の悪用への懸念については、債権者である各金融機関等が、自身の債権をカットしてでも支援するか判断することから、厳しい審査が行われます。本市としても信用保証協会等と連携しながら適切な運用に取り組んでまいります。	D
71	その他	法的整理は、費用が高く、手続きも厳しい。この条例で進めようとしている私的整理は、費用があまりかからないと思うが、公的機関が関わるものばかりなので事業再生計画は細かい内容になるはずである。それがお墨付きとなって銀行が認めやすくなるだろう。バンクミーティングで認められた計画ならば、市長は速やかに承認してはどうか。	対象とする事業再生計画については、計画策定の手順として、事業者が公的機関等のサポートを受けながら、債権者である金融機関との合意形成の場として債権者集会などのバンクミーティングの開催を行うことを含むものもあるところです。これらに係る協会の求償権放棄等の承認については、頂いたご意見を参考に、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	D
72	その他	同意までの時間がかからないほど事業再生がしやすくなる。バンクミーティングで合意された事業再生計画を時間をかけて審査あるいは議論して経済合理性があるとは思えない。バンクミーティングは少しでも回収できる可能性を見出す場であるので、市の審査の仕組みの中に取り入れてほしい。	対象とする事業再生計画について、事業者と金融機関との合意形成の場として債権者集会などのバンクミーティングが開催された場合は、市の審査でもその結果を参考にし、迅速な審査に取り組んでまいります。	D
73	その他	私は、会社経営してましたが、倒産させてしまった経験があります。どうしてもなくなった時、相談した人から破産手続きを勧められ、他の選択肢知らなかったもので、そのようにしました。そのときに、債権者に債務の減額を認めてもらっていたら、どんなに良かったかと思えます。この制度が、多くの人達に知られるようになってほしいです。破産してきつい事は、取引先に支払いが出来なかったもので、今でも申し訳ない気持ちが続いていることと、家を2軒取られたことです。親から引き継いだ家を失った責任の重さに苦しみ、自分で建てた家を失ったことで、家族を悲しませたことを今でも引きずっています。破産せず、少しでも返済して行くことが出来れば、取引先への迷惑は少なく済みます。家の名義を前もって変更しておき、計画倒産するような人もいますので、そのような人にこの制度が利用されないように、銀行、保証協会、市は、厳重に審査してほしいです。	制度の悪用への懸念については、債権者である各金融機関等が、自身の債権をカットしてでも支援するか判断することから、厳しい審査が行われます。本市としても信用保証協会等と連携しながら適切な運用に取り組んでまいります。	D

番号	項目	市民からの意見等の概要	処理状況	処理区分
74	その他	地域経済の振興、雇用の確保、事業者の後継者不足といった問題の解決の一助となる、とても有益な改正だと思えます。	賛同のご意見として承ります。	E
75	その他	テナントが出て行かずに残ってくれるならと、頭のいいオーナーなら、この制度をうまく使うかもしれない。借金の返済に苦しむテナントに退去されずに賃料を回収できるなら、オーナーにとっては有難いこと。	ご意見として承ります。	E
76	その他	もし「倒産するかも」という噂を聞いてしまったら、お客様に事実確認をします。事実だった場合、運転資金を定期的に融資していたお客様だったら、その後の融資に影響する可能性があります。そうならないために事業再生計画が作られ、その内容が大丈夫だと同意できれば、いくら回収できる上、倒産させない可能性が上がります。倒産前のギリギリで切羽詰まった状態で計画の同意に時間をかけないスピードが大事だと思えます。	頂いたご意見を参考に、信用保証協会等と連携しながら、適切な運用に取り組んでまいります。	E
77	その他	金融機関としては、ゼロゼロ融資が令和5年5～9月に返済開始のピークを迎えることを予測しており、まずは延滞が発生しないか、事業者には返済開始に問題ないかなど確認を行っているところである。延滞になりそうな場合は、返済の条件変更を行い、手段を尽くしても難しい場合には、一部事業の売却などの経営改善を勧めたり、債権カットなどを検討する。	ご意見として承ります。	E
78	その他	金融機関が協会に代位弁済を請求する場合も、預金の停止や、期限の利益の喪失、代位弁済金額の確定、預金相殺など行うべき事務手続きが多く、負担が重いところである。	ご意見として承ります。	E
79	その他	私的債務整理が悪用されるケースについて注意が必要であるが、まず融資の時点で、金融機関・信用保証協会が、事業者の事業内容について審査し、一定のレベルを満たさなければ、融資・保証を行わない。また、金融機関との取引で信用を失うことは事業者にとってメリットがなく、悪用されるケースは少ないのではないかと考える。	制度の悪用への懸念については、債権者である各金融機関等が、自身の債権をカットしてでも支援するか判断することから、厳しい審査が行われます。本市としても信用保証協会等と連携しながら適切な運用に取り組んでまいります。	E